

松山市公設水産地方卸売市場買出人補助者要綱

松山市要綱第45号

平成23年3月31日

改正 令和2年6月19日要綱第73号

(趣旨)

第1条 この要綱は、買出人の効率的な取引を確保するため、買出人を補助して松山市公設水産地方卸売市場の取引に参加する買出人補助者（以下「補助者」という。）の届出について、必要な事項を定めるものとする。

(補助者の届出)

第2条 買出人は、補助者を仲卸業者との売買に参加させようとするときは、あらかじめ市長に届けなければならない。当該補助者を変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の補助者は、次の要件を満たす者でなければならない。

- (1) 買出人又は買出人が属する企業等に直接雇用されている者
- (2) 取扱品目の評価能力を有する者

(補助者の人数)

第3条 買出人1人当たりの補助者の人数は、買出人の年間買上額（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）に応じ、次に定める人数以内とする。

年間買上額	人数
3,000万円以上8,000万円未満	1人
8,000万円以上1億5,000万円未満	2人
1億5,000万円以上	5人

2 前項の表に規定する年間買上額は、当該年度の開始前1年間の買上額とし、新規に市長に届出をした買出人については、業務開始後1年間の買上予定金額（消費税及び地方消費税額を除く。）とする。

(届出)

第4条 第2条の規定による届出は、買出人補助者（変更）届出書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 買出人又は買出人が属する企業等との雇用関係を証明する書類

(2) 履歴書及び写真2葉（履歴書に貼付したものを含む。）

（買出人補助者章の交付等）

第5条 市長は、前条の規定による届出があったときは、買出人補助者章（第2号様式）を交付するものとする。

2 補助者は、買出人の業務に参加するときは、買出人補助者章が付いた帽子を着用しなければならない。

3 補助者は、買出人補助者章を他人に貸与し、又は贈与してはならない。

（補助者の行為）

第6条 補助者が仲卸業者が行う販売の相手方としてなした行為は、全て当該買出人に帰属する。

（年間買上額の確認）

第7条 市長は、必要に応じて第4条の届出をした買出人の年間買上額を確認するものとする。

2 買出人及び松山市水産仲卸協同組合は、市長の求めに応じて、前項の規定による確認のための書類等を提出しなければならない。

3 市長は、第4条の届出をした買出人の年間買上額が第3条第1項の表に規定する年間買上額ごとの人数の上限の基準を満たさないときは、当該買出人に対し、補助者の人数を適正な人数とするよう求めることができる。

（買出人補助者章の返還）

第8条 買出人は、松山市公設水産地方卸売市場買出人に関する要綱（平成23年要綱第44号）第5条第1項第4号の規定による届出をしたときは、買出人補助者章を市長に返還しなければならない。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

買出人補助者（変更）届出書

年 月 日

（宛先）松山市長

番 号.....

住 所.....

氏名又は名称.....印

電話番号.....

買出人補助者について、以下のとおり届け出いたします。

補助者に関する事項	届出内容 ※該当するものを ○で囲む	氏名	住所	続柄 ※該当するものを○で囲む
	新 規 変 更 辞 退			個人の雇用人 法人の雇用人
	新 規 変 更 辞 退			個人の雇用人 法人の雇用人
	新 規 変 更 辞 退			個人の雇用人 法人の雇用人
	新 規 変 更 辞 退			個人の雇用人 法人の雇用人
	新 規 変 更 辞 退			個人の雇用人 法人の雇用人
買出人に関する 事柄	年間買上金額 （ 年 月～ 年 月） 見込・実績 円 ※見込の場合、届出の翌月から1年間の見込金額を記入すること		既に届出をしている補助者の人数  人	

※添付書類 1. 直接雇用関係を証明する書類 2. 履歴書及び写真2葉（履歴書に貼付したものを含む。）

※変更があった場合は、変更内容が分かる書類を添付すること。

.....  
年 月 日

（宛先）松山市長

松山市水産仲卸協同組合理事長

印

このことについて、上記のとおり届出があり、当組合で届出書の内容を確認した結果、提出内容及び書類に不備がないことを認めます。

第2号様式（第5条関係）



買出人補助者章

寸法 タテ 7 c m

ヨコ 1 2 c m